

平成20年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成20年2月12日
新宿区議会

辻山座長 それでは、時間ですので第4回の新宿区自治基本条例検討連絡会議を進めたいと思います。

きょう第4回でやらなければいけないことは大きく2つであります。

一つは、前回議論した区民参画の方法、その他スケジュールも含めて区民参画についてということで、前回お話しされたことについて、一応きょう資料が出ていますので、それで確認をするということ、それからもう一つは、基本条例制定を新宿区としてもやるぞと、しかも議会もイニシアチブをとって積極的に行政の側と組んでやるぞというようなことでありますけれども、それをどのように区民の皆さんに説明するのか、あるいはこの会議としてどういうことを共有していくのかということ意見をいただいて議論とすると、こういうことでございます。

最初に、区民参画について、資料が配られておりますが、これはどなたが。

野田委員 それでは、(仮称)自治基本条例制定に向けた区民参画のあり方について御説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料は、2枚、初めに区民参画(案)と書いた資料、こちらのほうから御説明をさせていただきます。

まず、資料の真ん中上、ページ色の部分になります。平成20年度に入りまして、5月から6月にかけて、各特別出張所単位に10カ所で地域懇談会を実施するというものでございます。ここでの開催主体は、区議会議長と区長の共同主催ということで、検討連絡会議が呼びかけをして、検討連絡会議の委員が参加をしていく。同時に、5月から6月にかけての2カ月間で区民検討組織の委員の募集を行います。この区民検討組織につきましては、水色の左の部分をごらんいただきたいと思っております。

構成としては、団体推薦16名、公募16名の計32名で構成する区民検討組織の立ち上げを目指していきます。団体の内訳といたしましては、地区協議会から各1名の計10名、そして町会・自治会から3名、そしてNPOから3名ということになります。また、公募につきましては、18歳以上で条例に関心のある方を有資格とし、男女の割合を勘案するとともに、定員の16名を超える応募があった際には抽せんを予定するというのが前回確認をしていたところでございます。

そして、この区民検討組織につきましては、下の黄色のところから右の部分にかけてになりますが、この区民検討組織には、検討連絡会議の区議会委員、あるいは区職員の委員についてもできる限りかわるものとし、座長である辻山先生にもかかわっていただくものとしております。

また、6月末までに、団体推薦と公募の受け付けを終えまして、7月にはメンバーを決定して活動を開始したいと、このように考えております。

区民検討組織の具体的な進め方については、基本的に検討組織のメンバーが中心となって決定していくものでございますけれども、当初の2カ月から3カ月ぐらいは、全体で条例制定にかかる学習や全体的な意見交換を行いまして、その後幾つかの部会に分かれて議論をして、平成21年7月には区民検討組織としての条例案もしくは条例に盛り込むべき事項についての報告をまとめていただきたいと、このように考えております。

なお、その間で、中間的な段階ということで、参加していないほかの区民などとの意見交換を行うなど、広く一般の区民も巻き込んだ議論や検討をお願いしたいというふうに考えております。ここでは平成21年3月ごろ、中間のまとめ・報告会開催という形で書かせていただいております。

それから、水色の右の部分になりますけれども、検討連絡会議へ参加する区民検討組織のメンバーは、議会、行政と同じく6名としまして、区民検討組織から平成20年末を目途に選出するものいたします。また、部会の数、あるいはテーマ、部会の具体的な運営方法等につきましては、別途また協議をして進めていきたいというふうに考えております。

次に、全体的な進め方についてになります。ここは、右上の緑の部分になります。

基本的には、区民は区民検討組織で、議会は議会単独の検討組織である小委員会、そして行政は行政単独の検討組織である専門部会で、それぞれ条例案もしくは条例に盛り込むべき事項について検討を進める。それとともに、お互いの検討状況に係る情報ですとか、意見交換、これらを三者と座長で構成する検討連絡会議で適宜行うことといたします。

また、検討連絡会議の目的とするところは、区民、議会、行政が適宜情報や意見交換を行う場であることに加えまして、三者がそれぞれ検討する条例案、もしくは条例に盛り込むべき事項につきまして、検討連絡会議として最終的に条例原案という形でまとめることになります。具体的

には、検討連絡会議は、区民、議会、行政から平成 21 年 7 月を目途にそれぞれがそれまで検討してきた内容について報告を求めまして、平成 21 年 8 月から 10 月にかけて検討連絡会議として最終的に条例原案としてまとめることを予定というふうな形に考えております。

その後、区長は、原則として検討連絡会議をまとめた条例原案をもって、パブリックコメントにかけるとともに、条例原案に対する区民の意見を踏まえまして、最終的に区案として決定をし、平成 22 年の第 1 回定例会に上程をして、平成 22 年 4 月からの条例施行を目指す、そういう形で考えております。

次に、2 枚目、別紙、平成 20 年会議日程（案）もう一枚の資料になります。

ここは、平成 20 年の 5 月から 6 月にかけての日程案という形で考えているものでございます。真ん中辺にくくっておりますけれども、ここではまず基本的な考え方といたしまして、1 つは、日程は、検討連絡会議の委員と地区協議会の両方の都合、それから議会日程を踏まえまして設定をしていきたいというふうに考えています。

基本的には、5 月、6 月の間で、週 1 回から 2 回、午後、午後の場合 2 時から 4 時を予定しております、あるいは夜間、夜間になりますと午後 7 時から午後 9 時を予定しておりますけれども、午後または夜間に開催するものという形で考えております。

そして、地区協議会の役員の改選を予定している 4 地区、これは改選後の 6 月に開催をしてみたいというふうに考えております。

具体的には、5 月、6 月のページの部分あるいは紫の部分が候補日ということでございます。ただ、紫で、というふうなところで振っているのは、とりあえず地区協議会のほうの、早目に会議室を押さえないということ、あいているところをとりあえず押さえたというところがございます。候補日としては、ページと紫のところを考えております。

そして、のところで、地区協議会へは、2 月 18 日の地区協議会連絡会の場でこれら概要をお伝えいたしまして、至急、開催日の日程を調整してまいりたい、そのように考えております。その後、検討連絡会議の委員と調整をいたしまして、2 月末までには最終的な開催日時、この辺を確定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が、区民参画の案と会議日程の案という形で、両副座長のところでまとめたところについて、今資料として御説明をさせていただきました。

辻山座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

吉住委員 前回の検討連絡会議の際に、私のほうからは、最後のほうまで公募の区民の資格要件につきまして意見を述べさせていただいたんですが、それで、周りの皆さんの意見、こういう状況ですということで説明をして、会派にも報告をしてみましたが、やはりどうしても公募枠の対象者につきましては、やはり住民を主として、住民であるということがまず必要な条件じゃなからうかというふうな意見でございました。

それで改めてこの点につきましては、よくよく御配慮といいますが、住民自治のルールを決める以上、住民の人がルールの決め方についてかかわっていくべきではないかと、その上で外部の方とどういうふうに向き合っていくのか、そしてどういうふうに入力していくのか、そういう中身についてのルールを考えるのはこれは住民の役割じゃないかということを変更してお話をしたいと思います。

辻山座長 という御意見が出ましたけれども、これについてはどうですか。

今の報告では、18 歳以上で自治基本条例に関心のある者ということで報告されていますよね。それについて住民に限るべきだと。住民というのは、ここで言うのは自治法上の住民と考えていいんですか、外国人を含む。（発言する者あり）

そういう意見が出ました。これは、こちらの内部ではもうすり合わせてあるんですか。

根本委員 今、野田委員から御説明がありましたけれども、小委員会の取りまとめの中で、今のようない意見が出されました。ですから、第 3 回検討連絡会議の取りまとめについては、我々はこの取りまとめというふうに認識しているけれども、しかしそういう強い意見があるんだから、それなら検討連絡会議でもう一度出してもらって、ここでもう一度妥当なところを出せばいいんじゃないかというふうな話で、小委員会としてまとまってそういう意見ですということではありません。

辻山座長 なるほど。

そうすると、ちょっと確認をしておきますけれども、今の議論をするということは、基本条例を新宿区につくる意味というところで、それぞれの御意見をというときの、何と申しますか、ポイントみたいなので僕が書いたものの第8番目、基本条例をそもそもどういうものとしてやるかということとの関連があって、いわゆる住民に限るとするのは、俗に言う主権者区民みたいなことを前提にしましょう、外国人を主権者と言えるかどうかというのはちょっとまだありますけれどもね、というようなことを基本的な性格にしていくということと割かし近いものがあるので、住民にした以上はそうじゃなければいかんというわけではありませんけれども、そのことも一応念頭に置きながら御意見を伺いたいのですが、行政のほうは、専門部会のほうはどうなんですか、何か意見ありますか。

野田委員 専門部会のほうは、この件につきましては、応募の段階では広くとって、この自治基本条例について関心のある者でいいんじゃないかと、前回もそういうふうなお話をさせていただいて、そういうような位置づけになったかと思うんですが、ここでは当然委員のほうからもそういった強い御意見が出ている。ここでやっぱり自治についても最大公約数あるいは共通項を得て進めていかなければいけないということになりますと、それについて私も、その部分について議論するということは余り考えていませんので、皆さんの共通項を得られるのであれば、私どもとしてはそれでもいいのかなとそういうような認識でございます。

小松委員 私も、前は新宿に住んでいる人ということをお願いしたんです。というのは、新宿は、よくも悪くも住んでいる人にとって、余りにもいろいろ税金も投入してもらって大きな便利なまちになって、新宿の住民のみの新宿ということは言いたい点もありますけれども、さりとて新宿に住んでいる人にとっては大きくなり過ぎたこのまちで、いろいろと困っていることもありますよね。でもまあ、私は住民の権利という意味よりは、このような大きな新宿のまちの中で、30万区民がそういう新宿を自分たちはどうしようかととらえる意味で、新宿の使命というか、本当に世界にも日本じゅうにも通じるようなこの大きな新宿に住んでいる我々は、一人の人間ではあっても、いながらにして他国のこととか日本じゅうの人たちと触れ合いがある、そういう中にいるというのは、飯田市とかニセコなんかとは余りにも違うところに住んでいる。

だから、住んでいる30万区民が、住民が、自治基本条例をこの大きなまち新宿という使命感に立ったものをつくるためにも、住民という、権利というだけじゃなくて、役割というか使命というか、日本を乗り越えているような新宿というような意味での住民が、そういう新宿をどのように役割を持っていくかという、自治基本条例をつくるという意味においては住民という点に限ったほうがいいのではないかなと。

よくも悪くも私も新宿の住民はここに住んでいると、だから、ほかの地域とはちょっと、似たところもありますけれども、比較にならないようなところにいるという意味において、いろんな人もいますからね。新宿に通って来ている人たちでも十分新宿を愛している人がいるんでしょうけれども、そのような流れの中にいる新宿区民こそ、住民こそが、大きなグローバルな観点に立って新宿の自治を決めていくというのは大きな、私はそういう意味において、できれば住民の方ということをお願いして募集するのは大事なかなと思うんです。

山田委員 前回の確認は、18歳以上の住民、区民を中心にしながら、応募状況を考えて、それに限定をするということじゃなくて、配慮しましょうと。ただ、予想される場所は、区民以外の人が多数を占めるとかね、そういうことにはならないし、またそうであってはならないというふうなまとめだったというふうに思います。

私はそれでいいんじゃないかというふうに思うんです。住民を中心にしながら、座長が提示をされた8番に関連をするわけですけれども、に限定する必要はないと。いろんなパブリックコメントなんかでもそうですし、それから住民説明会でもそうですけれども、住民でなければだめだということではありませんのでね、いろんな意見を聞きながら、最終的に新宿に最もふさわしい条例をつくっていくと、主体的に、中心にかかわるのは住民であるけれども、住民以外を対象外だと、そういうことをする必要はないというふうに、したがって、前回のまとめでいいんじゃないかと。

あざみ委員 私は、もともと住民を資格にするべきだというふうに表明をしたんですけれども、

今の山田委員のお話なども聞きまして、拒む必要はないと言われると、区民以外の方をですね、そう言われるとそうであるというふうに思って、前はそこで了承というか納得をしたんですけども、公募の人数を何人にするかという議論のときにも、そこに入らなくても、例えばパブリックコメントや住民懇談会、説明会の場面で意思表示をする場面はあるということがありました。それを考えるならば、区民以外の方たちがこの自治基本条例をつくるのに参画する方法というのは、この組織に入らなくてもできるんじゃないかということとも言えると思うんです。そういう意味で言えば、ここの区民検討組織の公募の資格に入らないということがシャットアウトするということにはならないのではないかとこのように考えますと、前に戻って考えると、やはり住民のための、新宿区民のための条例をつくるというのが基本で、吉住委員がおっしゃるように、住民ということに限定してもよいのではないかと今思いました。

ですから、皆さんの合意が必要ではありますが、私はもう一回そこに今帰りたと思います。

辻山座長 専門部会のほうは特に、先ほどのいいですか。

吉住委員 そうですね、私ども、いわゆる公募の方については、いろんな人に可能性があるというか、その辺もあるんで、住民ということで申し上げたんですが、それで逆にNPO団体の協議会からいらっしゃる方ですとか、地区協議会の方、あるいは町連から出ていらっしゃる方、町連と地区協議会の場合は住民でない方というのは珍しいんですが、その辺の方々、いわゆる新宿のまちを熟知して、あるいは周りの住民の人たちからも新宿でしっかりと根づいて活動しているという認識を持たれているという前提でありますので、その辺の人たちについては住民であるということは必ずしも、いわゆる団体推薦枠ですので、そういう意味ではそこはこだわらないというつもりであります。

辻山座長 ほかに御意見は。

いずれにしても、この基本条例の委員会を立ち上げるときにも、一番最初にやっぱりこの問題が上ります。それから、これを通過した後は、今度は条例案の中に、対象となる区民の範囲というのを決めるときにももう一回また別の意味で問題となりますので、十分考え方をしておいたほうがいいというふうに思うんです。

だから、行政のほうからも、いや、それではとても他の区と比較をされてもないとか、そういうのがあれば言っていただいてもいいし、主流は広げるほうにはなっていくことは間違いないと思うんです、議論をやった末にですね。今までの基本条例の条文の中で、区民とはだれかというようなことを見ると広げている。制定者はだれかということ、特に絞ってはいないよだというのが、割合、主流だとは思いますが。

ただ、私自身も、我がまちの憲法というものをつくるときに、その憲法の起草者たちに、我が国以外の人が入っていていいのかという理論課題についてはまだ明確な答えは持っていないのですけれどもね。

ただ一つ言えることは、先ほど御発言があったように、飯田市なんかと比較すると、別の意味で、飯田市なんかの場合には、出入りする人が少ないにもかかわらず、そこを住民に限ってなくて、新宿区のような大都市機能を持ったところは、むしろそれ以外の人々が作り出している側面という機能は、統治の原則とは言いませんが、機能の部分はそういうところがあって、それも一つの特色だろうなというふうには思っていたもんですから、私は割と、そういうふう利用者などもという感覚で物をずっと言ってまいりましたけれどもね。これ、こんなところで多数決をとろうとは思いませんけれども、どうですか、根本副座長は。

大体趨勢としては住民ということ、たしか応募書類をつくるときには、区内に住所を有する者と書く以外にないんでしょう。(「そうですね」と呼ぶ者あり)新宿区住民というのは余りちょっとなじんでいませんよね。区内に住所を有する者という理解でいいですか。という御意見の委員の方のほうが多いようですけれども。

根本委員 私はこの前の座長の取りまとめでいいというふうに思っているんですよ。住民を中心とする考えを持ちつつ広く公募するということですね。それは、基本構想審議会において基本構想をつくる過程で、この区民の問題は随分議論になりましてね、議会の中でも相当議論になっているから、こちら側というか、区民ということに対しての問題意識というのは非常に強いんですよ。

我々でいえば、30万区民が、80万昼間人口も含めた新宿区を担わなくちゃいけない、あるいは

は 350 万の新宿駅を中心とした来街者、このまちを 30 万区民が責任を持って担うんだという、一步高いところでの区民の自覚が必要なんじゃないかということでは、区民ということ、区民というか、公募枠で言えば在住者に限るという思いが強いんです。

ですから、そこは大体みんな同じような気持ちだと思うんですけども、そうは言っても、しかし 80 万在勤者、在学者、あるいは活動家の中で、新宿区を愛している人だっているわけだし、共同で新宿の自治について考えていきたいという人を排除するのかどうかということだったと思うんですけども、私はそこは、やっぱり排除するということは必ずしも正しくないんじゃないかというふうに、個人的には思っているんです。情報公開条例でも何でも、何人もというような形ですからね。それは広く受け入れる度量が我々区民にあってもいいというふうに思うんですけども、しかし、区内在住に限るという実験で、またそういう壮大な自治基本条例をつくってみるといってもまたこれも一つの実験かなという。だからそれでいってみましょうということならそれでいってみたらいいというふうに思うんですけどもね。

八十委員 ちょっとわからないのは、外国人を含むんですか。

辻山座長 住民といった場合にはね。区内に住所を有する者にも、外国人登録をしている外国人は入る。そこをもう一段排除するとすると、日本国民たる新宿区民というふうに法律上はそうやって絞っていきますけれども。

どうですか、僕の提案ですけども、やっぱりだれがこのまちを治めていく責任を負うんだいということを考えれば、間違いなくそれはまさに住民なんですよ。そのことは皆さんよくわかっているんで、しかしこの巨大都市機能を抱える自治体である新宿区が、自分たちの住民権を持った人たちだけでやろうねというのも、ちょっと何か開かれていないといいますが、もはや国際都市と言っていいぐらいの様相なのという、ちょっと違和感が私にはあって、今、根本副座長が言われたように、排除はしないんだという姿勢は見せておく必要があるんじゃないかなと、僕の個人的な意見ですけども、その辺で折り合いはつきますか。

小松委員 前回の小委員会で話し合ったことは、排除をするという意味じゃなくて、30 万住民が、よくも悪くもこのまちにいる、私たちが、昼間人口が 85 万、それから 350 万の人たちをお迎えしながら、そういうまちにいるんだという。ですから、巨大なまちになり過ぎていて、自分たちのまちという感覚も薄らぎそうな、だからこそ、自治基本条例というのは、自分たちのまちなんだと、このまちはほかの地域の権利を要求するようなまちじゃなくて、これだけの大きなまちにいろいろな変遷をしながらなってきたんだけれども、我々がその 85 万にも膨れ上がる昼間の人口のまちもちゃんとやっていこうという意味において、排除じゃなくて、自負心といいたいしょうか、新宿のまちというのはそういうところなんだということも 30 万区民が自覚する意味においても、住民という、もちろん外国人の方も含めて、このまちに暮らす人たちというのは、排除とはまたちょっと違う意味において申し上げている。前回の小委員会で、大体皆さんそんなふうなところはあったんですけどね。

山田委員 私は、さっき言ったとおり、前回のまとめでいいと思うんですけども、例えば、新宿の自治を決める大事な組織である。したがって、ここの居住者、住民というそういう発想に立つとするならば、それも一つの考え方だというふうに私も思いますけれども、NPOについても同様のことが言われなきゃだめだし、それから地区協議会で新宿区民以外の方もあるいはいるかもしれないけれども、町会もいるかもしれないけれども、そういうところにも、さっきの考え方を通していくことになったらそうしなきゃだめだというふうに思うんですけども。

要するに、新宿でいろいろな活動をしている人がいるわけで、最大限そういう方々の意見を聞きながら、自治のルールをつくっていかうと、しかし、基本的には住民が中心ですよという、そういう形をとりたいというふうに私は思いますので、そうでなくて、もう住民がほかのいろんな人の意見を聞きながらやるんだということであるならば、そういうまとめをするということだったら、NPOについても同様のことが言えるし、町会だとか地区協議会についても同様のことが言われなければならない。協議会や町会が区民でなくてもよくて、公募だけが住民でなければだめだという、そういうことというのは論理的にもちょっとおかしいと思うんです。

辻山座長 そこをどうしましょうかね。

久保委員 山田委員が言われたけれども、やっぱり区民検討メンバーの中で、公募のほうを別に
して、地区協議会と町会・自治会とNPO、住民でない人が入ってくる可能性はNPO以外は考
えられないと思います。町会・自治会は住民でなかったら入っていません。地区協議会も実態は
そうです。住民でない人が地区協議会の中心にいることはありません。そこから選ばれてくると
したら住民であることは間違いない。だから、もし住民以外の人を要素が必要だという場合は、
この公募の中に入れる以外には僕はないと思っています。NPOの3名の中では、もしかすると
全部住民でないかもしれないけれども、それだけのパーセントでしかありませんよね。

それで、僕は逆のほうから考えたいと思うんですけども、新宿の基本条例ができたときに、
内容を見て、東京の中の一地方自治体で、これほど外来者のことや国際的な視野を持ったそうい
うことをきちっとやっている条例というのはすばらしいねと言ったときに、住民だけだってこれ
ほどすばらしいものができた新宿区の新宿力だなという、逆から言ったら僕にはその魅力がある
んです。住民だけでこれほど立派な国際的な視野に富んだ自治体憲法をつくったなという。それ
に、住民でない、外からの人を入れなければそれができないのかなという気持ちをひとつ持って
いること。

それから、日本国憲法をつくるときに、絶対にこれに関与する権利を持っているのは日本人で
す。外国人じゃ決していない。外国人は排除しています、日本国憲法をつくるのにはね。それと同
じ面があって、区民から聞かれたときに、部外者でどうしてやらなきゃいけないの、憲法は外国
人に要りますかと言われたときに、何て答えるのかなという面と、言われたように、もう一点だ
け、もし新宿区政に何か起きて、その責任をとらなければならないとしたら、住民です、納税を
しているという面から見た場合、僕ははっきり言ってどちらでもいいなときたけれども、こうい
う議論を聞いてきたら、100人とか200人のメンバーでないんで、せめて16名しかない公募だっ
たら住民でいいんだというふうに最終的に僕は結論しました。

辻山座長 そのほか意見ありますか。

行政のほうは意見がないようですので、こちら側だけ青票、白票入れますか。

最後、とても重要なことをおっしゃっていて、これだけ開かれたまちの憲法をよく住民たちで
つくったものだという評価が一つ。それと、これだけ開かれた憲法に当たるものをつくるのに、
最初の委員会の作り方がいかにも偏狭だなという批判が一つ。その裏腹の関係にあるかなと思
いますが、先ほど来、しかし言っているのは、住民といってもただ住所を有しているだけじゃな
くて、この巨大な都市を、言ってみれば制度的に支えている住民としての自覚みたいなものをち
よっと言いましたよね。そういう形で出てきてもらいたいんだということのようでしたのでね。

かといって、新宿区内に住所を有する者という公募の仕方、いかにも確かに偏狭だなとい
う気もしないではないので、何か公募のときに補ったらどうですか。我がまちの憲法、新宿区に自
治基本条例をつくるということにかかわってみたい方みたいなのうにしてですね、これは我がま
ちのことなんだよという意識の方たちへ呼びかけるといふ。今、私が言ったのは、微妙に我がま
ちと言っているから、それ以外の人たちを心理的に排除していることになるかもしれませんが、
そういう形で文言で補うか、それともここで決着をつけて、住所を有する者とするか、前回申し
合わせのとおり、文言はこのようにしておいて、住民を中心とし、なおそれ以外の方が来た場合
には拒めない、拒まないということにしておくか、この3つの方法だと思いますけれども、どう
でしょう。

久保委員 原則として住民とするでだめなんですか。

辻山座長 原則としてということは、原則以外もある得るという。

久保委員 そこに排除しない論理を一応……

辻山座長 申し上げておきますけれども、私は結果は全部同じになると思っていますよ。大
体住民の方たちだと、あと一、二。川崎市でやったときも、30人の枠でありましたけれども、1
名だけが外国籍の住民の方だったという気がしておりますけれども、その方もしかし住民ではご
ざいました、間違いなく、はい、ということです。

八十委員 正式に議論しておく必要があるのは、住民、住民というのはどこまで、広義、狭義が
あると、私はいろいろ客体で考えているんですけども、自然人と法人がありますね。それも含

めて地方自治法上は法人も入っておりますね。自然人と法人で初めてつくられているわけですが、法人は今回は排除するという考えではないですか、そこを明確にしておかないと。

今回は、蒸し返す必要はないんですけども、策定メンバーをどこまで絞るのかと、どこまで排除して客体を考えるか。例えば法人の中にいくらもございます。いわゆる株式会社の法人もあればNPOもあるだろうし、中間法人もあればいろいろなパターンがある。客体をどうするのかと、これを制定するのはだれが担ってやるのかはまた別だと思っているんで、今回、制定メンバーにどこまで絞り込むか。それは自然人だけにおける住民だと、かつその中でも住民登録ないし外国人登録をしている方々という絞り込みをすることは可能だと思うんですけども、その意識の背景には必ず客体ではここまで広がっているのがありますよという認識を持ってもらえれば、制定権者は小さくてもいいと思っております。

そこは、基本条例の背景をいろいろ考えていただいて、原則こうだよと絞られるのは非常にいいと思うんですけども、ただ法人というのも当然客体の中にいますよということだけは。

辻山座長 制度客体としてはありますけれども、制定メンバーとしては考えにくい。今、住民とおっしゃっているのは、すべて恐らく自治法上の住民と考えられているはずですので、自治法上、法人、住民というのも概念使っていますか。多分政策的には使っている。

八十委員 もともと自治法上、我々団体は法人格ですから、法人になっております。

辻山座長 ええ、自治体そのものが法人ですからね。

だから、今まで議論されたのを整理しておくとして、住民と言われた場合には、自然人であってという前提でいいですね。法人は入れていませんでしょう。何も注釈がなければ、広義の住民ですので、当該地方公共団体内に住所を有する者は住民とするという規定にのっとれば、外国人も含まれるという住民ということで、それを一応制定メンバーと考えている。

条例の適用対象としてはどこまでするかということはまだ議論に上っていない。ただし、関連してくることがあるかもしれないとは申し上げておきましたが、ここではずっと別問題でやっています。

だから、法人の枠を構成メンバーに入れるべきだということもございまして、これは具体的には例えば株式会社何々の取締役の方とかというような方を法人会か何かで選んでいただくとか、そういうことになりましょかね。

あとは、法人に属していても個人の立場で応募してもらおうということになるんだろうなという気がするんですが。

御意見は法人を入れるという御意見でしたか。

八十委員 強いて制定メンバーに入れるというんじゃないですけども、客体まで考えていただければいいんであろうという考え方です。

辻山座長 なるほど。そういたしますと、制定メンバーについてさまざまな意見が出ました。どういう方に公募をかけるかということですが、こういうときの助け舟というのが、わけのわからない原則としてという、発言者には悪いんですが、原則として住民とすると、その場合には、したがって、用語もわかりにくいけれども、住民とするというやり方でいくと、こういう提案と考えてよしいですね。

これ、どうですか。原則としてということ、それから区内に住所を有するかというような定義をしない、住民と。

あざみ委員 住所を有すると住民と、どう違ってきますか、具体的に。よくわかりません。

辻山座長 恐らく主観的なもので、私は住民じゃないなと思う人が何人かいるかもしれないと、それぐらいですね。住所は有しているのに、記録が公開されるのでしょけれども、例えば外国人登録をされていてという方たちが、行ってみようかなと思ったときに、原則として住民とするといったときに、入るかなというふうになんとなくちょっとちゅうちょされるというぐらいのもの。そのことがないように住所を有する者とするほうが、そういう意味では揺れがなくいいんですよ。だけれども、ちょっと冷たい感じ。何かそこに線引いたなというイメージが、住所を有する者というニュアンスにないかなということで、住民とするという。

猿橋委員 例えば、23区の場合、固定資産税、都市計画税を納めていらっしゃる方がいらっしゃいますね、当然新宿区の場合。その方は必ずしも新宿区に住所を登録していないというケースもありますね。そういう場合には、固定資産税を納めているという事実をもって住民とはみなさないということの理解でよろしいわけですか。

辻山座長 今まで語られてきた住民というのはそういうと私は理解している。

あざみ委員 私は、余りファジーなのが好きではないんですね。どう解釈されてもちょっと相手次第というようなところを、何か今模索している感じなんですけれども、冷たく感じるか感じないかというのは主観的な問題ですし、私はやっぱり線が引けたほうが、それこそ原則というの何かが原則というのがあるので、できる限り問い合わせがない条件、原則って何ですかといったり、我がまちでしたか、先ほど座長がおっしゃった、それはどういう意味ですかというようなお問い合わせをしたくなっちゃいますよね、そういう条件をつけたら。私はできる限りそうではない、きっちりわかることがやはり必要ではないかなというふうに思いますけれども。

辻山座長 それはとても大事なことだと思います。逆に言うと、なぜ区内に住所を有しない者はだめですかということについては、答えを準備しておかなければいけないということになりますね。

久保委員 今猿橋副座長から、ちょっと出たんですけれども、それはひっかかっていたんですが、例えば法人事業税とか、あるいは都市計画税とか固定資産税とかというのは、現在東京都にいますよね。だけれども、僕らの目的は、そういう税金を新宿区のものとするという目的を持っているんです、自治基本条例をつくるに当たっては、地方分権を進めたいためだから。そのときに、じゃ、そうなったときに、おれたちから権利を奪った自治体条例だったじゃないかと言われやしないかなと。

今は都税です。しかし、この都税を区税にしようと思っつつくろうとしているんですよ。その人たちの立場は考えなきゃいけないかなと思って、でも数は少ないけれども、ファジーにしておかないと抵抗できないというふうに僕は思っています。

将来、やっぱりね、だから完全に排除する姿勢だけはとらないでおくべきだなと。

辻山座長 区内に不動産を所有している方の税金は、今都税で、いわゆる一般の市町村と違う税制になっているからですね、なるほど。原則はそうですね。固定資産税などは地方自治体がいただくという組み立てが一般的ですからね。

根本委員 私個人は、仮に公募枠を区内在住者に限ろうと、あるいは限るまいとね、新宿の自治基本条例はかなり内容のいいものがつくられるに違いないと思っているんです。だから、それは在住で固めても同じだ。何でかといったら、かなりいろいろ議論してきましたからね。それから、新宿区のまちをどうつくっていくのかというのをかなり議論してきた。そういうメンバーが入ってきてつくるから、結果は同じになっていく、あるいはもっと詰めた議論ができるかもしれないというふうに思うんですけれども、しかしやっぱり在住に限るというふうなことになっていくと、排除ですよ。

何人が入ってきたからといって、じゃ、その中身の質が下がるかといったら、そうでもないぐらいのものをということでは、僕は在住者に限るとかなんとかじゃなくて、逆に自治基本条例に関心のある方ということのほうが、懐深くして、しかも実体として区内在住の人たちが中心になってつくっていくというふうになるだろうと思っているんです。だから、多数意見が区内在住に限るということでここはその方向でやってみようというんだったらやるということなんですけれども、やっぱりなぜ在住者でなければだめなんですかというところに対して、余計な誤解を与えてしまうというか、何で排除するんだということを言われかねないなという心配があるということなんです。

そこがなければ、多分、多少の批判があつたって、16名の公募が全部区内在住者でつくって、結果的にはいいものができると思いますよ。

吉住委員 前回のときもそうだったんですが、また本日も、もし区民と定義されている在活の人

とか在勤、在学の人から、なぜ自分たちを排除するんだという質問に対して抗弁できないでしょうというようなお話なんです、逆に私ども、地域で活動している人間としては、なぜ住民じゃない人がやるんだということで、逆に 30 万区民のほうから言われることのほうをちょっと逆に考えてみていただきたいなと思うんですね。

それで、今回、自治基本条例をつくって、あくまでも、どういう条例になるかまだ決まっていませんし議論されていないんであれですが、自治のルールを考えるということであって、具体的な話で言えば、例えば開発というか防火地域にしようということで、いろいろなミニ再開発の方法もあったり、大規模な、今やっている 200 メーターぐらいの 60 階建てのような規模でやるといって、これはもう外部の人に協力してもらわないとできない作業なんですけれども、そういうものについても、どういうふうな受け入れ方をしていくとか、そういうルールを決めることであって、やっぱり外部から新宿に来てくれる人、あるいは新宿でお金を落としていってくれる人を迎え入れるというのもあったり、あるいは新宿と一緒に働いてください、新宿に協力をしてくださいという人、どういうルールで受け入れていくかということを考える条例だと思っていますので、そういう意味じゃ、外から来る人にはソフト面についてはいろんな審議会ですとかお話を聞く機会はあると思うんですが、その基本的な、どういうやり方をしましょうかというルールをつくる時には、やっぱり住民の人からすると、なぜ自分たちじゃない人たちがこういうルールをつくっているんだという話が出たときに、今度は、それは皆さんだけじゃ無理だと思ったからですよとは、ちょっと私からは言えないんだと思いますんで、そういう意味じゃやはり住民の方中心で考えていただきたいなと。

逆に、住民の人からなぜ住民以外の人間が住民自治のルールというか、こういう自治のルールを考えるとこにいなきゃいけないのかといわれた質問をされた場合には、逆に私は答えがないなというふうなことを今考えております。

小松委員 新宿というのは、住んでいる人以外のところで、今までの歴史は大きく変わってきていますから、だからこそ自治基本条例というのは、住んでいる人たちが考えていこうという、こういうところが大きいんじゃないかなと。自治基本条例をつくることによって、住んでいるということを再認識するというね、余りにも他の地域とは違いますね。本当に大きな、例えば、自分以外のところでも区が動いているような、そういうものを感じやすいところですよ、というふう思うんです。

ですからこそ、排除というよりは、住んでいる自分たちが再認識するためにはこの自治基本条例というのをつくる意味があると思いますね。住民、限るという言葉は確かにちょっとそぐわないかなと。先ほど久保委員がおっしゃったような形の、原則として住民、あるいは座長がおっしゃったように、我がまちというか私たちの暮らすこのまちの憲法をという、そういうふうな緩やかな表現というのは大切かなとは思います。

久保委員 前言を取り消しまして、原則としてを抜いて、ただ住民とすると、僕はこれでいいと思います。心の中で原則としてがあって、括弧の中に原則としてがあって、それは文字にしないと、あくまで住民とするでいきませんか、採決なんかしないで。住民とするということでもいいんじゃないですかね。

辻山座長 僕を説得しても僕は決断しませんので、相互に説得し合ってください。

根本委員 専門部会のほうはもうちょっとフリーに話をしてもらわないと。これだったら小委員会で議論して座長に来てもらえばいいだけの話しになっちゃうよ。そういうふうにやってください。(その他発言する者多し)

山田委員 その自治のルールを決めるわけですけれども、このルールというのは、委託する側と委託される側に厳しく限定されるわけじゃないんですよ。例えば情報公開だとか住民参加というのは恐らく条例の中に盛り込まれてくるというふう思うんですけれども、情報公開といった場合に、要するに住民と区役所の関係はもちろんですけれども、それ以外の人だって当然情報公開の対象にしなきゃだめだし、現実になっているわけです。その点では非常に範囲が広いんですよ。参加だって全く同じだというふう思うんですよ。

住民、住所を有する人だけが参加するわけじゃないんです、行政にね。多くの人に参加をしてもらうということなわけですから、私は住民を主体で、どうしても関心を持って何か新宿の条例

の制定に参加をしたい、検討に参加をしたいという人がいたら、それは喜んで受け入れるべきじゃないかというふうに思うんです。

ただ、事の性格上からして、冒頭まとめたように、あくまでも住民が中心ですよと、しかし、決してほかの人も排除するわけじゃない。ここは原則としてということだったら、私はそれでいいというふうに思いますし、そのほかの表現があるということだったら、ほかの表現でもいいんじゃないか。ただ、いずれにしても、結果はそんなに変わらないと思います、結果はね。だからもうそろそろ整理したほうが私はいいと思うんです。

猿橋委員 要は、住民というのを「新宿区内に住所を有する」みたいなかたい表現で言うのか、それとももう少し、先ほど座長が言われたように、もっとやわらかい表現でいくのかということがあると思うんです。それで、私どもの感覚でいきますと、例えばかたく定義をしますと、本当に住民票を置いているみたいな話になりますよね。じゃ、そのときにもう一つの議論として、税負担の考え方をどう考えるのかという議論が当然出るわけですね。先ほど私が申し上げましたけれども、固定資産税を納めている人はそうしたら対象外なのか対象なのかと、そういう議論が一つ一つやっぱり出てくると思うんですよ。そうすると、新宿区内に住所を有するかたくしたときに、その次にいく議論が、じゃ、税金の部分をどう考えるんだみたいな話にいきますと、とめどもなく逆にいうとかたくかたくしたのために、定義が非常に難しくなってくる議論があるかなという気はするんです。

それでいけば、この大きなくくりとして住民なり区民という考え方を一つの広いベースで共通項として認識しておきながら、そこを目指して公募をするというようなやり方がとれば、それはそれで私どもはいいんじゃないかなというふうに思っているんです。そんなようなくあいなんですが。

辻山座長 そろそろまとめの提案をしようと思っけていますけれども、実は2年ぐらい、「良い社会をつくる公共サービスを考える」研究会というのをやっけていて、座長が東大の神野直彦先生で、最終報告書をめぐって2時間も紛糾したことがあったんです。

それは、市川市の1%条例で、固定資産税の1%をNPOの活動に振り向ける、どのNPOに使ってもらうかというのは納税者が自分で投票できるという制度なんです。それをある委員が原案で、これからの新しい市民社会への方法として評価できると書いたところ、神野委員が削除を申し出まして、つまり納税者たちが社会を支配しているんじゃないんだということを彼は非常に強く言っけて、今、ここで皆さんのお話を聞きながら、要するに住民としての主権を持っているということ、それから納税者、税はちょっときつくて払えていないけれども、そこで貧しくともうそは言わないで近所と仲よく暮らしている人も住民というようなこと。地方自治と一口でいいますけれども、だれが治めるんだいというような、何か教科書にはないようないい議論が聞けて、私は大変勉強になりました。

そのことをずっと引きずって、参加された区民委員の方たちと、治めるということはどういうことなのかということをやっけていくためには、大変いい機会だったんじゃないかと思っけてますが、そういう意味で、今、厳密に言えは、日本人、例えば一番細かいのは、日本人であって区域内に住所を有する者で、納税義務を果たしている者という、それには納税証明をとるかどうがありますけれども、そのような表現から始まって、区内に住所を有する者、その次の広さは新宿区民、住民、何もなしというようなことありますけれども、一応私の提案は、原則として新宿区民というふうにしてはどうかというふうに考えていますけれども、これ、落ちは悪いですか、今までだれも言っけていなかったんだけれども。

原則として住民というのが、先ほどあつたように、確かに座りはよくないんだよなという気は私もします、御指摘のとおり。とっけて、原則として区内に住所を有する者というふうにして法律上のを持っけると、御指摘があつたように、税負担の関係とかそういうのは全く外してしまうぞということもあつて、そうすると、原則として新宿区民というふうにしておけば、一つは原則だから区民じゃなくてもいいんだなと、区民ということについての了解は、個々人のほうに任せざるを得ないだろうと、こういう判断です。

吉住委員 今までの流れと全く違つて結論なのか、私の頭が悪いのかちょっとわかりませんけれども、区民ということになると、基本構想で定めたものという言葉の単語の整合性というのが出てくるので、住民じゃなくていいということをやっけてから訴えたいというふうになつていっけています。

辻山座長 定義、そうでしたね。在勤・在学も入れて区民というんだと、在活もね。それで区民という定義をつくったわけよね。そうでしたね。それ知っている方だと、それは広いですわね。

久保委員 その問題になると、また大変新しい議論になっちゃって時間がかかるんです。それで、今まで基本構想での区民の問題については、各条例によって住民とか区民の定義というのを条例に合うようにするというところで処理していくんだというふうに大体なっていて、基本構想の区民定義が全部憲法みたいに万全ではありません。ですから、ここでの区民なり住民というのも、この条例ではこう考えるというのがあって、何も基本構想で決まったものとは限らないと私は思います。

辻山座長 なるほど。しかし、一応定義を掲げたので、その定義を知っている人は応募してもいいじゃないですか。知っていた人は、住民以外でも、おれ、区民だと思って。

吉住委員 それだとちょっと趣旨が変わってくるかなという気がしまして、前々回の議論の中では、たしか、あるいはこの席じゃないところで廊下で会ったときの立ち話だったか記憶が定かじゃありませんが、専門部会の皆さんとしては、区民という言葉は今後基本構想の中で定義された区民というふうに認識をされていきますよね。

野田委員 基本構想の考え方を踏まえてという形になりますけれども、ただ、それぞれの条例の中で、当然定義づけという形がなされていきますから、基本構想の考え方を踏まえますけれども、この場合はこうだと、そういうような使いかたは当然出てくる、そのように考えております。

吉住委員 ということは、今回の場合、この区民というのは住民とイコールであるという認識に立っていればいいんですか、私としては。

辻山座長 私の提案はそのつもりだったんですけれども、基本構想の定義、ちょっと忘れていたもんですから、定義されているのをね。たしか前に一度見せていただきました。もしその文言を見て、区民というのを見て、住所のない方でも、基本構想で区民といったのはもっと広がったはずだなと、在勤・在学、在活も含めて言っていたなと、だから私は応募してもいいんだと思って応募してきた場合、あなたはだめとは言わないことにしておけばいいじゃないかと、そういう趣旨です。

あざみ委員 そうすると、それは基本構想を踏まえた考え方ということですよ。

辻山座長 一応ね、そこで使っているのは。

あざみ委員 一応ね。それでいいのかという議論になっちゃいますよね。私、はっきり言って、区民をそこまで広げたのは違うと思うんですね。

辻山座長 それは、だから基本条例のときに、必ずこの条例の中で区民とっているのはこの人ですと定義しなければいけませんよね。その勝負になるので、募集のところはとりあえずそのままいいじゃないかというのが僕の提案なんです。

あざみ委員 そうすると、でもまたちょっと違ってきてしまうというか、住民以外の人を入れるかどうかというのとは別なんです。区民をどの範囲で決めるかということは、別な議論だと思うんですね。だから私はその基本構想の考え方をそのまま募集要件のところに当て込むのは、それはよくないのではないかと思います。

辻山座長 そうすると、変わるのは新宿区の住民というので変わりますか。

あざみ委員 そうですね。そのほうがいいと思います。

辻山座長 それは私は余りこだわりません、原則をつけますので。原則として新宿区の住民、これでいいですか。

あざみ委員 こちらのほうがいいです。

辻山座長 行政のほうはどうですか。

いいですか、そちら。（「いいんじゃないでしょうか」と呼ぶ者あり）それでは公募をかける対象は、原則として新宿区の住民。

公募については一応の結論が出ましたが、ほかに。区民参画についての説明を受けましたけれども、その点だけでいいですか。（「あとはこの前、お互いこちらのほうも確認しましたから」と呼ぶ者あり）それでは、ありがとうございました。

あと日程については、2月18日を経た上で日程案が提出されるというふうに考えればいいんですね、具体的に。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それでは、残りの時間で、新宿区に自治基本条例をつくるということをどのように考えているか、とりわけ地域懇談会の中で、公募に応じてもらえるように説明するときにといいましょうか、趣旨を説明するときにもどのような論理を私たちは準備すればいいのか。場合によっては、これが基本条例の前文の一部を構成することにもなるかもしれないというようなことも含めて意見交換をするということにいたします。

どういうふうにしましょうか。

根本委員 8日に議論しました。それで、一つは山田委員がメモをつくっていましたので、いわゆる地方分権一括法云々かんぬんという話は大体みんなそういうことで、それはそうだなと。そこで、懇談でざっくばらんに議論しようというところで、例えば福島県矢祭町の自治基本条例、それから飯田市のムトスの精神の基本条例ということでは、そもそも新宿の基本条例というのは、新宿とは一体何なんだと、こういう議論が小松委員からいろいろ提起されてきて、それでその議論にずっと集中してきたんですね。

ですから、座長メモのこれはこれで、山田委員の方からまとめたのをやっていってもらって、小松委員の話をぜひ私はここで御披露いただきたいなと思っているんです。それを中心に話をするとかなり新宿らしいものが出てくるんじゃないかと。

辻山座長 住民復権みたいなことをさっきおっしゃってましたよね。

小松委員 最も一般的な地域のおばさん層、21世紀はおばさんが一番多いわけですから、代表として。

私は、新宿は、先ほど座長もおっしゃいましたように、新宿は新宿だけで考えられるかどうかというところは悩んだんですね。矢祭町のように、合併をしない宣言をして、国は何するものぞということで、それで自治基本条例をつくれた地域の自治基本条例、すごくよくわかりますけれども、果たして新宿は、これだけ社会的な資本を投入していただいて、本当にそれで恩恵を受けているところもあるわけですね、よくも悪くも。それで住んでいる人たちだけの新宿というのは虫がよすぎるんじゃないかという面もあれば、しかしながら昔からの住民にとっては望まないのに巨大になり過ぎたという、こういうふうな側面もあるという。

私は、ですから、自治基本条例をつくっていくときに、この巨大になった新宿というのが、いわゆるほかの二セコとか多治見のような考え方でいいかどうかというところがずっとひっかかって、悩んでいるところだったんです。

それで、だから新宿というのは、もうすべての道はローマに通じるじゃありませんけれども、そのような世界の新宿、日本じゅうの新宿という観点に立てば少しわかるかなと。与謝野さんが新宿区新聞で、新宿というのは日本じゅうの人材を集めたまちという点でもあるんですよということをおっしゃっていましたが、それで確かに交通インフラも全部新宿は本当に潤沢にあるわけですが、人材もたくさん集めている。世界の人々も集まってきているということで、新宿は新宿の使命というんですかね、先ほども申し上げましたけれども、特別な地なんだという自負心を込めて新宿宣言のような、いろんな文明の十字路のような、いろいろな人たちが来ているけれども、人々と仲よく平和に暮らしていく社会をつくっていくために、新宿はこのように宣言するというふうな、私たち新宿区民は30万といえども、いながらにして世界の人々と触れ合うようなところにいるんだぞという、例えば文学の話にもこの前になりましたけれども、夏目漱石を新宿は輩出していますけれども、漱石のファンというのは、坊ちゃんの松山のほうが人気が高いんですね。林芙美子だって最終晩年に、新宿は随分芙美子で頑張りましたけれども、尾道には

かなわなかった。新宿は懐が広くて大きいから、新宿の夏目漱石が松山を繁栄させるんだと、いろんな日本じゅうを新宿が繁栄させるんだと、それが新宿なんだというところに立っていく新宿宣言という、そういう意味でいくと、私はすごくすとんと落ちてきたんです。

文京が文の京というのを使っていますけれども、そういう意味でいうとムトスの精神に匹敵するような新宿宣言のような、ですから新宿は新しいまちなんです。幕末維新で本当にすべてが変革したときも、新宿はところがどっこい徳川のすぐそばにありながら、大きなまちへと変貌したし、都会ゆえに第二次世界大戦で廃墟のまちになったけれども、新宿はその中で立ち上がってきた、新しいまち新宿というふうな、大きなエネルギーに変えていくそういう使命があるなど。

今でいうと、世界の新宿というくらいになるんじゃないかということをお前は私は申し上げたんです。そうやって見てみましたら、大新宿区の歌の中に、「国のみやこの中心に」とか、「道は八方さかえのもとい ビジネスセンターあつめてここに」、求めなくても集まってきたと、この地の利ですね。あるいは「自治を誇れば空高く 民主日本の鐘がなる」と、日本の鐘が鳴るような、そういうところが新宿だという、私はそれで本当に、そのような新宿宣言とも匹敵するような、新宿はもう日本にとどめられないよというくらいのものにとということをお前私が申し上げましたら、そこから皆さんがすばらしい意見をたくさん言っていて、話が広がった。それを根本副座長が今そのように私を指名していただいたところがあります。

そういう意味で、私は新宿宣言に匹敵するような、いわゆるどの地域もつくっているようなパターンというのとは規模が違うんじゃないかなと。しかしながら、新宿区民は30万といえども、一人一人が、先ほど申しましたが、いながらにして日本じゅうの人、例えばここにいる人も、新宿に生まれ育った人は少なく、私なんか地方から来ていますけれども、いろいろな人材を集めて、新宿は現に成り立って動いている。そういうところを踏まえて、新宿だけの自治ということとはなかなか考えられないところまで来てしまったなと思っております。

そういうふうな話をこの前、ですから新宿区の使命という点を明確にしていくと、おのずから新宿の自治基本条例というのはスケールの大きな、住んでいるのはローカルですけども、すごく大きな意味での視点に立って考えていけないんじゃないかなというふうに思うと、私は自治基本条例の一員になって少しでも意見が言えるかなと思ったんです。

そうでなければ、なかなか多治見に行っても飯田に行っても、余りにも違うので。余りにも恩恵を受けています。私が住んでいる飯田橋だけでも4本の地下鉄とJRがあって、それだけでもどれほどの日本じゅうの人が指をくわえるような状況にあるかなと思っております。ですから、そういう権利だけを要求はできないなというふうに思っています。

長くなりましたけれども、こういうことをこの前私は意見として申し上げました。

辻山座長 大阪のことを論じた大きな本の1冊に、大阪の再生だったか何かの中に論文がありましてね、「都市は公募する」という論文でした。都市というのは、自前の人的資源とか経済的資源だけではやっていけなくて、公募するんだと。広く公募をして、人材、資産、資源、技術、そういったものが集まってきて都市というものが成り立つ。問題は、そのときに、それでは都市政府がそのように公募されてきた人たちの自由な活動をどこまで制御できるかということ、案外その力はないんですね。だから、今おっしゃっている意味、とてもよくわかりました。

一つは、住んでいる人たちの幸せということと、もう一つは、そういうようにして公募してきている、で、都市を形づくっている人たちに、何を使命として、都市政府といいましょうか、自治体政府が担っていかなきゃいけないか。担って、その意味で新宿宣言といった意味もよくわかりました。地方の自治体政府ほど、具体的に人々を制御していく、禁止したりとか、お金を与えて助成したりとかと、そういうことではとてもじゃないけれども追いつかないほどの多面的な機能で複雑ですので、その中で自治体政府が何を使命として果たせるか、すごく難しい課題ですよ。

だから、具体的に、例えば都市計画できっちりやりますよとか、そんなことではない、もうちょっと抽象的なレベルでもいいから宣言的なものであってもそれをやりたいと、こういう趣旨ですね。

小松委員 それは日本を超えた、世界的ではないかと思えます、いろんな人たちが。

辻山座長 思いますよ。ちょっとまちへ出れば、そこには何とかタウンのような世界がありますしね、本当にそうですね。

もう、ぶり返しませんけれども、そのことをこの住民たちでやろうというわけですね。

小松委員 そうなんです。ですからコスモポリタン、新宿の区民は。

辻山座長 僕も、常々あちこちの基本条例を見ながら、国際的な交流で、私たちの自治体は広く世界の国々とも交流していると言っているんだけど、どうして市民同士が交流すると書かないんだろうかと、ちょっと気にはなっていたんですよ。そういう意味では、ここはいながらにしていもう既にそういう世界ですからね。

小松委員 そして新しいまちです。すべてのものを吸収しながら拡大している。

辻山座長 そのほか何か行政のほうの方で。そんなこと言ったって、そんな理念だけじゃ条例になりませんよみたいなものがあるかもしれません。

きょうは、まさにそういう意味では、ここで作るという意味を、新宿区で作るという意味をどうとらえるかということですね。

山田委員 前もって座長のメモをいただいておりますので、これに沿って、今、配ってもらいましたが、私はこう思うというようなことを、1から8まで書きました。ごくごく常識的なことが書いてあるというふうに思いますので、後で読んでいただければいいんですけども、9として、括弧つけてありますけれども、新宿の特徴としてどういうことがあるんだろうかなというようなことをいろいろ考えて、単語を並べただけですけども書いてみました。

自治体の特徴として、外国人というところを書いたつもりなんですけれども、抜けちゃってますので、NPOの次かどこでもいいですけども、外国人が多いということが自治体の責任としてはある。

それから、私は、新宿は確かに、9で言っているように、いろんな特徴があるんだというふうに思うんです。したがって、そういう新宿の自治体としての特徴をうまくあいに自治基本条例の中に出せればいいなというふうには思っておりますけれども、しかし、自治基本条例というのは、抽象的な宣言とは違うんだというふうに思うんですね。基本構想とも違うし、それから新宿区も幾つか宣言をやっておりますけれども、ああいう宣言とはまた違うと、基本的な自治の原則を定めるもんだというふうに私は思うんです。

その場合に、じゃ、その自治の原則というのは、規模が大きい自治体と規模が小さい自治体ではそもそも変わるのかどうかということもありますし、地方と東京のような、あるいは新宿のような中心都市で変わるのかということが問われてくるわけですけども、私は基本的には同じじゃないかというふうに思うんです。委託をする側と委託をされる側の関係というのは、規模だとかそのほかの要因によって決して変わるわけじゃないと。

したがって、これから作る新宿の自治基本条例というのは、そこはきちんと押さえなきゃだめだというふうに思うんです。そうしながら、今話があったように、新宿の特徴を可能な限り、前文でもいいし、あるいは条例の中でもいいわけですけども、出していく必要があるなというふうに感じました。

辻山座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょう、こういうふうに考えたらどうだろうとかございますか。

八十委員 そもそも論になってしまうんですけども、この自治基本条例、果たして条例でいいのかということ。小松委員のおっしゃるような考えでいくと、一つの憲章的なもの、いわゆる宣言的なものも含めてですけども、憲章としてやる。いわゆるルールをつくる場合に、自律的な性格のものとは他律的なものがあると思います。区民が全体的につくろうとする自律的なものについては、憲章というのがふさわしいんだろうと思っております。むしろルールとして条例だとか規則というのは、これは他律的、だから律していかなければいけない。そうすると、小松委員のような相当大きな構想でやられるなら、やはり新宿区憲章、いわゆる市民憲章と同じ区民憲章、もともとあるんです。そういうもっと拡大した大きなところも一つの手かなという考えもあります。

ただ、条例制定だということで進めるんだとしたら、前文でしょうか、目的だとかそのあたりは相当変わってくるんだろうと思っております。前も言いかけていたところなんですけれども、いわゆるアメリカのホームルームチャーター、一つのルール憲章といえますね。そういう自治の原則、

数十年前、百何十年の歴史の中から見えていくと、実際憲章のほうが何か小松委員の趣旨に合うような気がする。ただ、我々が考えようとするのは、もっとそうじゃない、条例を統括するようなものだったら条例というのがいいだろうと思いますけれども、そのあたり、多少夢を追いかけても現実には即するならば私は条例だと思いますし、一方で夢を追いかけていくなれば憲章がいいだろうと、そういう考え、もともとこれはそもそも論になってしまって崩れてしまうんですけども。

辻山座長 せっかくたくさんの人々とエネルギーがかかわってつくって、結局世の中の評価は憲章でもよかったんじゃないのと言われたら、元も子もない。その分かれ道はどこかという、やはり規範力といいましょうか、の有無だと思うんですね。どれくらい持たせるか。全く持たないのであれば、今おっしゃったように、私も憲章とか宣言というのでもいいし、そういうふうには思っているのですが、本来は規範力を持たせて、他の条例、その他のルールにも影響力を行使するようなものとするかどうか、そこだと思いますけれども。

あざみ委員 先日、小委員会、小松委員の発言からいろいろ議論したときに、私が思ったのは、非常に大きいお話ではあったんですけども、基本のところはそういう状況の新宿区を新宿区民がどういうふうに入力していくのか、その受け入れるためのルールづくりをこの条例でしたい、しようというようなお話だったと思うんです。

ですから、宣言とか憲章という、新宿区はこういうところですよというだけではなくて、こういうところだからこそこういうふうなルールを持ちましょうと、区民として、ということだったと思うんです。ですから、私は条例なんだというふうに入力するんですよ、小松委員の立場としても。

辻山座長 私も、小松委員の御意見を伺いながら、メモをとったのは、例えば成長管理とか、今、区民は望まないのに巨大化させられてしまったというように言う、じゃ、この自治体政府が都市の成長管理をやるかどうかというようなことに踏み込んでいくかどうか。そういう課題設定といいましょうか、区民がもう一度主権らしきものを回復していきたい、そのためにはどこどこをどうさわればいいのかという入り口としては非常に重要な、私は動機づけとして伺いました。

それは異論ないんでしょう。いわゆる条例でなければだめなんだということについては。

野田委員 今回、なぜ条例なのかということ、最初に議論したところに戻ってくると思うんですが、一つはまちづくりに対する区民の権利保護、あるいはそのための制度保障、こういったものをやはりどう整えていくのか、そして議会や行政の役割とか責務、自治を推進していくための基本となる事項、これをどう盛り込んでいくのか、この辺のところは当初のスタートから課題となってまいりましたので、その辺のところはやはり条例としてきちっと、逆に言えば、この条例がなければそういったところを明文化することはできないだろう。そして、今区民が求めているものも、当然自治基本条例という条例、基本原則を明文化したものをということで求めていますので、その辺はやはり憲章とか宣言という形じゃなくて、あくまでも自治基本条例を検討してくんだと、この辺の位置づけは最初にきちっとしておく必要があるだろうというふうに入力しています。

小松委員 私は、ですから新宿には前文になるものが必要じゃないかということから申し上げたんです。前の意見では理念的なものだけにしようということもあつたんですけども、やはり新宿は理念を書くだけでは治め切れない。前文にある面、命が吹き込まれないといけないんじゃないかという意味で申し上げたんです。

ですから、それを今あざみ委員が説明してくれましたけれども、それを踏まえながら条例化できる限りしていくというのは大切だと思いますけれども。

辻山座長 行政にとってみれば、基本条例みたいなものをかぶせると、ほかの条例との整合性とか、条例をあずかっているのは議会だから、議会の責任は大きいんですけども、見直していく作業とか結構大変らしいですよ。それはもう覚悟しておいていただいて、議会のほうもまた逆に言えば、立法プロセスで、基本条例に反するような条例を制定できるかどうかという議論はありますけれども、自分たちで議決した以上はやっぱり基本条例違反と明らかなような条例はつくりにくくなることは間違いない。

今まで、基本条例違反だから無効というような裁判にはまだなっていませんけれども、それはやっぱり法規としての規範性の高いものというふうに位置づける。高いわけではないんですけども、条例は条例ですけども、位置づけるということが合意されていけば、それに伴ういろいろな覚悟は必要になるなという気がしています。

中澤委員 この条例の必要性という、直接その切り口ではないんですけども、今回の自治基本条例の制定の中で、地区協議会を明確に位置づけるというのが一つテーマになっていると思います。地区協議会を位置づけるということは、私はそれはイコール新宿区における地域分権の考え方をこの条例の中にきちんと入れ込むということなんだろうと思います。

ですから、そうすると、地域分権のあり方自体をですね、その書き込みの仕方にもよるでしょうけれども、実際のところそこは背景として持つ私たちの考え方のところでは相当深いところまで議論をして、相当深い設計をしておかないと、条例の中ではなかなか語り切れない部分なんじゃないかと思うんです。ですから、その部分で言いますと、新宿の、私どもの側から言えば、予算のあり方ですとか、いろいろなサービスのあり方、そういったところも含めて地域分権の考え方の中にどういうふうにこれからの仕組みを変えていくことを想定しておくのかということなんで、そこを難しい問題として議論しておかなければいけないのかなというふうに思います。

そういったところでも、ある意味、ただ単に住民投票のあり方ですとか区民参画のあり方ということだけではなくて、地域分権の中でもそれを10地区に切り分けた中でも同じようなところをさらに制度設計をしていくというようなところが、今回ちょっと新たな試みとして求められている部分ではないかなというふうには感じます。

久保委員 今、中澤委員が出された問題、非常に重要だけれども、同時に難しいと思っているんです。というのは、区議会の場合は選挙で公選で選ばれてきている議員38名が一応責任を持っている。しかし、10カ所の地区協議会は、一定の予算が新宿区からおろされて、その執行に当たっては、一定の地域の中での権限が生ずる。その場合に選ばれる人たちが決して区民からの公選ではないという、ここに将来地区協議会をきちっと位置づけて、権限も持たせた場合に、公選ではない地区協議会の人々が勝手にやっているということになる問題が必ず出る。だから、全く大事だけれども難しく、本当にどうしたらそれを条例の中にきちっと位置づけられるのかなという心配をしています。

辻山座長 それは大課題ですね。

今、僕、上越市の都市内分権もやっていて、今度は、一応公募で地区協議会の委員に手を挙げてもらっているんですけども、人数が超えた場合は選挙しているんです。選挙をして僕たちの答申では、近隣政府のような正当性を少し持たせようよと言っているんですけども、その割には無給だしとか、いろいろとあって、じゃ、手を挙げただけでなっているところには正当性はないんじゃないとか議論がまた出たりとか、確かに権限を分権化していくということと、それをその地区で行使していくという正当性をどうやって整合させるかというのはとても難しく、全部それ選挙を入れていたら屋上屋になってしまって、ややこしくてしょうがないですね。そこら辺の設計というのは本当に興味深いところです。都市部ではまだ余りやったことないでしょう。23区でそんなの余り聞いたことはないですね。

久保委員 先ほど、帰ってきてすぐ会長のお話で最高規範性の問題なんですけれども、やっぱり僕は、将来は自治基本条例はすべての自治体が義務としてつくるべき性格のものだと思っている。そして同時に、現在の自治体の運営のたった唯一の法的根拠は地方自治法なんですけど、これは大ざっぱに決めて、本来自治体は、主体性、自立性を確保するためには、基本条例が地方自治法にかわるものでなかったら意味がないと思うんです。そういう意味では、地方自治法は、憲法みたいに原則を決めているだけで、それを実際に法に基づいてやっていくその法というのは、自治体の基本条例だと思うんです。そういう意味で、その自治体の最高法規であるべきだと、将来は、山田委員のあれにもあるけれども、自治法はやはりかえていくのでなかったら地方分権は進まないというふうにまで思っています。

参考までに意見を言わせてもらいました。

山田委員 先ほどの地区協議会の問題ですけども、今度の条例に盛り込みたいということは、

区長自身もそういうふうに答弁をしていますし、我々も同じような認識を持っております。

新宿の場合は、もともと出張所があって、区役所の分室として役割をずっと果たしてきたわけですけれども、2年半前に地区協議会をつくって都市内分権を進めていくという、そういう構えだけは示しているわけですね。しかし、この間、2年数カ月にわたって地区協議会がどういうふうな役割を果たしてきたのかということになりますと、都市マスタープランを議論するだとか、基本構想を議論するだとかということで、相当大きな役割を果たしてきたというふうに思うんですけれども、しかし、もともとの都市内分権をそれぞれの地区協議会が意識をして、そういう方向になっているかということ、必ずしもそうでもないような気がするんですよ。したがって、まさにこれからだというふうに私は思っております。

ただ、その条例に盛り込むということは、区長の公約でもありますから、何かの形で条文化していかなければだめですけれども、恐らく今の地区協議会の状態からして、余り細かいことは基本条例の中では決められないと思います。

したがって、私は、前も本会議で言ったことがありますけれども、要するに地区協議会独自の条例の制定を、基本条例の制定を受けて考えていかなきゃだめなんじゃないかというふうに思っているんです。そういうことを通しながら、地区協議会そのものを、都市分権の担い手としてふさわしいように成熟させていく、時間かかるというふうに思いますけれども、成熟させていくというのが区政の大きな課題かなというふうに思っております。

あざみ委員 今回の関連で言いますと、都市内分権というほどの意識を持って地区協議会をやっているかどうかということとは一方あると思うんですけれども、非常に意識高くやっている部分もそれはあると思うんです。私がまちのそういうところにかかわっている方から聞くと、やはり位置づけを早く明確にしてほしいというお話を伺います。ですから、それは基本条例をつくるんですよというふうに言うんですけれども、平成22年というのじゃ遅いというくらい、早くしてほしいという方がいらっしゃいます。

そもそも町会や自治会という既存のいろんな組織がありまして、そことの関係もはっきりさせてほしいですとか、具体的な話を言いますとね、いろいろ温度差はあると思うんです、10地区ありますから。ですから、基本条例でどこまで定めて、山田委員がおっしゃったようなぶら下がりの個別条例をつくるのかどうかということも、早く決めたほうがいいのかと。区民検討組織のところから当然推薦の方が上がってくるとは思いますけれども、上がってきてからでいいのかどうかということもあります。その辺は直接かかわっている行政側の委員の方のほうが詳しいかもしれませんが、その辺はよく見きわめないといけないところではないかなというふうに今は思っています。

辻山座長 そうですね、基本条例にどう書くかを見てからでなければ、個別条例をつくれないうわけじゃないので、そういう組織条例とか運営条例みたいなものの案を持ちながら基本条例にどう書き込んでいくかという、同時並行みたいな作業をこちらとやっておくということは大事じゃないかなと僕は思っているんですけれどもね。

ただ、山田委員が言われたように、条例制定権も、要するにその地区に適用される条例を地区協議会でつくるという。

山田委員 いやいや、そういう意味じゃなくて。

辻山座長 じゃなくて、それは区議会でやる。

山田委員 私がさっき言った条例というのはぶら下がり条例。

辻山座長 そうですか。僕はまた地区条例を認めるかなという画期的なことをお考えかと思いましたが、わかりました。結構そういう意味では、そこが一つのポイントというか、特色でもあり焦点にもなりつつあるわけですね。

僕、今、ちょっと聞こうと思ったのは、それ考えられているのは、例えば地方自治法上の地域自治区という制度をそのまま持ってきちゃうとかという、そういう発想ですか。

中澤委員 私どもは、その発想は今持っておりません。

辻山座長 別物で考えていると。そうですか。失礼しました。

吉住委員 この地区協議会の位置づけ等々についてなんですが、ほかのあらゆる部分についてもそうなんですけれども、私どもとしましては、例えば基本条例、先ほど座長のほうからも論点の提起があった話で、例えばこの基本条例を定めたことによって、かなりいろんな細かいことまで決めた場合においては、その他の既存の条例についても見直しをしていかななくてはいけないというのがまず一つあったり、あと、今後いろんな事態を受けて新たな条例制定をしていこうというようにことをやったときに、今もいろんなこういう具体的な政策テーマにのっとった議員提出議案もあって、あるいは役所のほうからも出てくるものも区長提案もあってしましますが、それぞれかなり整合性を持たせることによって、逆に本来の立法趣旨がありつつも、時間がたつてくると、字面というか文字で表現されていて何となく理解できるところになってきたときに、やっていいというふうな表現なのか、やっちゃいけないという表現なのかというのが非常に微妙な言い回しになってしまった場合に、じゃ、これを基本条例にひっかかる可能性があるからこれはちょっと提出はできないなということですとずっとやっていくと、検討を繰り返していくということによってタイムリーな政策が打てなくなってくるんじゃないかという場合も出てくる。転ばぬ先のついで、そんなことを言っていたら何もできないと言われてしまいそうなんです、そういうような心配があったりします。

それで、今出ていた地区協議会のところにつきましても、例えば地区協議会の役員はこれこれこうでなければならぬとか、あるいは地区協議会がこのようなことに取り組んでいくものとするとか、いろんな語尾によって、ならないとか、そういう努力に努めるとか、いろんなニュアンスの違いというのが出てくるかと思うんですが、大体一つの条例の中では同じような語調で、語尾で整えていくことが多いだろうと思いますので、使い分けもでき、不可能じゃないとは思いますが、そういうことをやっていったときに、例えば町連という組織が何十年か続いてきていて、その町連を担っている人たちが大分固定化してきたというような雰囲気があったり、ちょうど中核地域に地域センターというのができてきたんで、じゃ、センターの管理運営議会というのをつくってみようということで、また新たな枠組みでちょっとメンバーを、大分重なっているところもあるんですけども、違うメンバーもいるという組織ができてきて、それでずっとやってきて、また何年かたつてくると今度は、さらにもう固定化してきちゃっているんで、やっぱり入りづらいというようなところもあって、じゃ、町連とかそういう運営委員会とか育成会だとかNPOとか、いろんな団体に全部入ってもらって地区協議会というのをつくろうということで進んできたかと思うんですが、流れとしては、私の理解が正しいかどうか、ちょっと私が生きていない時代の話もあるんでわかりませんが、

これでこの地区協議会のメンバーがまた固定化してきちゃって、じゃ、もっと大きな枠組みの違う新しい人を呼び込むための組織をつくらうかというようなことになってきたときに、ここで決めているとどうなのかというのが一つと、ここで決めてしまった場合にはさらに新しいものをつくらうなんていう話には多分ならないでしょうから、じゃ、そのときに各地域ごとに条例みたいなものまでつくっていった場合に、条例にした場合は議決を一々していかなければなりませんけれども、それは仕事をするのはやぶさかじゃありませんので、いくらでも審議し、いくらでも議決をしていくべきだと思いますけれども、本当に地区ごとの条例というのを、その地域限定に対象とした条例というのをつくっていくことが妥当なのか、それとも、そうじゃなくて、議会を開くためには時間と費用とかいろいろかかってきますので、資料つくるにしても何にしても、出席すると費用弁償というのがあったりしますのであれなんです、その辺のコストは民主主義の必要な資源として考えなきゃいけないのかもしれないんですが、それよりは例えば規則でやっていくとかそういう細かい話を今ここでしちゃうといけないんですけども、一つ一つやっぱり細かくやっていけば、決めていけば決めていくほど、後々実態に合わせて物事が動いたり制度が動いていく、団体が動いていくということを経たときに、何か変えなきゃいけないというときに、この基本条例で決めて、個別のものが実態にそぐわなくなったからこっちの基本条例をいじってこっちも変えるとかというような手順がいろいろ難しくなってくるんじゃないかならうかと。

基本条例というぐらいですから、そうめったやたらと変えていい性質のものでもないだろうと思いますので、決めていく過程の中では、やはり余り細かく入れ込み過ぎちゃって、実際に物事を動かすときに非常に不便だなと感じるようなものであってはならないだろうなと思います。ただ、決めなきゃいけないことは決めなきゃいけないと思いますので、一緒に勉強させていただきたいと思っています。

猿橋委員 今、私どもが考えている、いわゆる議論の中からいけば、自治の基本的単位をどこに置くかということは一つ大きな議論として整理しておいたほうがいいのかなどという視点ですね。先ほどの地区協議会の話、私どもはそこを一つの自治の基盤として育て上げようという考え方を持っていますけれども、それでいいのか、またほかの方法があるのか、ほかの課題があるのかということは一つやっぱりここでは議論しておいたほうが良いと思っております、私は。

その上で、それをどういうふうに制度的に担保していくのか、担保するに際して、どういう全体合意なり共通項を得られるのかということをやっぱり議論しませんと、最終的にはそこにどの程度の、例えば予算上の裏づけをつけるとかそういう議論まで出てくる可能性がありますので、そこは全体の共通項を得られない中では、なかなかそこに財政的な裏づけなりそういうものを付与していくというのは非常に難しいなというふうな認識を持っているんですね。

一方でいえば、財政的な面でいえば、財政というのはこれはもう明らかに統治の仕組みですから、それを都市内分権の中で分解するという考え方を持つとすれば、それはどれだけの全体合意がそこで得られるんだという、それは制度設計の問題、非常に密接にかかわるわけで、それが本当に自治の基本的単位として置くことがいいのかどうかということも含めて、きちっと議論をする必要があるかなという気がします。

小松委員 一番初めのときにも申し上げたと思いますとおり、昭和 22 年に 3 区が合併したという歴史がありますから、歴史的な新宿のつながりの中に、今 10 の出張所というものが、そういう枠組みを今持ってこられる努力はされているんだと思いますけれども、学校区もねじれたり、消防団組織とか、あるいは氏子町会の町民の方々のつながりというのが、この 10 の中でまだきちっと整備されない。平成 22 年、この自治基本条例を検討していく中では、相当困難な環境整備というのは入ってくるかと思うんですけれども、形の上では、机上ではいろいろ検討していった議論していった組み分けはできるのかもわかりませんが、その組み分けに人々の暮らしを入れ込むというのはなかなか難しいところもあるかなという気はするんですけれども、ですからちょっと猿橋委員に、そういう私の前々から心配、ちょっとまだなかなか難しいんじゃないかという思いがあるんですけれども、それをお聞きしたいと思うんです。自由な論議でいいですよ。ちょっとお聞きしたいので。

猿橋委員 私が申し上げたのは、例えば私ども今地区協議会を一つの自治の基盤に育て上げようという考え方を出しているんです。ただ、この自治の基本的単位としたときの見方として、制度的には地区協議会というものが今立ち上がっているわけですが、一つはそれだけでいいのか、ほかのいわゆる課題別の自治の考え方なり、町連もあるし、いろいろな地域自治組織がある中で、それを全体合意の中でそういう形でいこうという大枠がとれるのかどうかということは、ひとつやはりこの場ではきちっと議論していったいいと思っております。

なぜかといいますと、それはどういうふうに今後自治の単位を基本に見定めながら、どういう制度設計をしていくのかというのはその次の議論なんです。そうしていったときに、そこに付与すべき権限なり、財政的担保というのはどういうふうにしていくのか、その次の議論で必ず出てくる話になると思うんですね。

その最初の段階で、その全体合意が得られていませんと、いや、そんなところにそんな代表権を与えた覚えはないよ、そんな権限与えた覚えはないよという話になっちゃいますと、その次の議論には全部いかな話になっちゃいますから、やっぱりその部分というのは、少なくともこの中ではどうなのかという議論は、私は整理しておいたほうがいいのかなどというふうに思っています。

小松委員 ありがとうございます。2 回も同じ話をさせていただいて、本当に。

それで、新宿は区民会議というのもすごく成功しましたし、確かに猿橋委員のおっしゃるとおり、10 の地区協議会というだけでいいかどうかということは、今後もしっかり論議しないとイケないかなというふうには思います。

辻山座長 いずれにしても、区民の検討組織ができて、この議論を始めたときにも、じゃ、その地区協議会をここで議論しているような準政府的なものとして権限もある種の正当性も与えていくのか、それともコミュニティ単位の自治組織ですよということで済ませるのかということのメリット、デメリット論とかなかなか複雑なものがありますよね。

だから、区民の方たちとの間では、例えばそこでちゃんと意見を言える、何をするんだ、予算

はつけるのかどうかとか、あるいは先ほど言ったように、そこの委員の選挙にするのかどうかというのは、多分御意見ありましょけれども、この新宿区政府として地区協議会をどう位置づけるのかというのは、相当議論しておかないと、そのときの住民の方たちの思いに引きずられていって収拾のつかないことになる可能性はあるんですね。

この制度設計は、本当に私は大変だなと思っておりますので、十分これからも具体的に市民の検討が始まる間にも議論できますので、ぜひとも成果を出し合って議論を詰めていただきたいと思いますが、もっとも論点はきょうはそこにちょっと絞られておりますけれども、まだまだほかにもあって、それを今後どうするかというようなことも含めて。

いいですか、大体皆さんの中でも、例えば地域での説明会がありますよね。そのときに、行政のほうからも基本条例をつくる区民検討組織をつくる意味なんかを言われましょけれども、共同で提案しているこのメンバーからもやはり出て、こういう思いでこの条例づくりをやらうとしているんだ、ましてや私たちは初めから検討連絡会議をつくってやっているんだよというようなこと、これからもその検討連絡会議をやっていくんだということを含めて、恐らくどなたかがお話しすることになると思うんですけれども、大体きょうのようなことでよろしゅうございますか。

八十委員 今回、山田委員からいろいろ出ているので、法律と条例というところで、いわゆる地方自治法から地方自治法基本法へというようなテーマで出されております。新宿区というのは、大体先進都市のトップランナーだと、本当にトップランナーだと思っております。この条例が制定されることによって、逆に地方自治法が改正されて地方自治法が基本法になるぐらいの勢いがあるべきだろうと思っております、夢物語じゃなくして。実際、住民基本台帳法が新宿区の条例により改正されたりとか、いろいろな形で動いております。コンプライアンス条例もそうです。あらゆるものが条例から逆に法律に発信をかけておりますから、これは夢じゃないと思っております。

ですから、前提として、地方自治基本法へと法体系の整備が必要だとされているんですけれども、そのあたりが実際改正されるようなものであり、かつそれを想定したような形の条例がつくられていくなれば、ある意味でもっとおもしろいものができるだろう。

当然、今、各委員がいろいろおっしゃっている制度設計がものすごい立て直しが出てくる場面が、今出てくるだけでも、想定でも20ぐらい、いわゆるパブリックコメントをかけている問題とか、タイムラグをどうするのかと、そういうところがいっぱい出てまいります。

ただ、この時間帯でそういうことを詰めるには、単純にこの条例だけじゃなく、あらゆる現在の新宿区の動いている制度設計をも並行で見直していかないと、多分理想論としてでき上がっても、実際に我々は法律実務のほうでやっているのと、全条例がどこかでは崩れてしまうおそれがあるので、ぜひこれから検討される場合、必ず並行して、ぶら下がっているぶら下がり条例もあれば、そのあたり並行して考えて、そこまで配慮していただかないと、ちょっと地区協議会で決めた、やったけれども、パブリックコメントどうするんだろうか、そういうところはちょっと皆さんに配慮していただきたいなと思っております。

単なる条例はできたけれども、というところでは終わりたくないと思います。

辻山座長 そうですね。私も基本条例がもたらすものというのは、これまでやってきたことをもう一回体系的にとらえ直すということ促すことになるだろうと思っていて、したがって、全国に基本条例が標準装備化されていったときには、地方自治法の改正は不可避だろうという、一応流れとしてはそう考えていて、そういう意気込みで基本条例づくりみたいなことにかかわっていききたいなとは思っているんです。

近年、ようやく行政法の方々も少し基本条例の比較研究なんかをやるようになってまいりまして、そういったことの成果も受けて、ランキングだけが目的ではないと思いますが、その成果を受けてやはり次の基本法、自治法の全面改正というような流れにつなげていこうというような思いは私は非常に重要だと思いますし、その裏で、さまざまなその政策なり条例、規則、要綱等の体系化を図り直さなければいけない方たちもおられて大変だと思いますが、そういうインパクトを持ったものにしていきましょうね。

ということで、最後に大変貴重なサジェスチョンをいただきました。

時間が参りましたので、おおむねきょうのテーマについては意見交換が済んだというふうに思いたいのですが、実が山田委員がつくってくれたメモについては、もう一遍熟読させてもらって、またチャンスがあれば意見交換をさせていただくというふうにいたします。

そうすると、これでもう区民の方への公募の手続に入れることに多分なったんだろうと思いま

す。あとは地区の説明会の設定のことですね。ですので、次回何をするかということは、恐らくはきょう出されたような協議会だけにとどまらず、幾つかの基本的な論点についての意見交換ということになりそうですが、大体それでいいんですかね。特に何か緊急でやらなければいけないものは。

根本委員 そうすると、基本条例の必要性みたいな話はこれでもうわかったという話になるんですか。

辻山座長 いいえ、そうはいかない。

根本委員 例えば小松委員が言った新宿の位置ですね、歴史的な、あるいは今の置かれている位置みたいなところで、そういうローカル性みたいなところでしょうかね、そういうことはもっと詰めていくんだということの合意があったということですか。

そのほかに、憲章とは違うわけだから、幾つか基本的な重要事項、地区協議会の議論は今出ましたけれども、そういう基本的な問題も一つ一つ、今後、例えば区長とか区だとか議会だとかいろいろありますね、地区協議会以前にね。そういうものの議論も、以後はテーマを決めて詰めていくということになるんですか。

辻山座長 それは、余りこっちで詰めてしまうと区民組織がやることなくなりますので、むしろ例えば最高規範性というようなことを前面に出すかどうかとか、最高規範性を出すからには、その最高性を担保する制度をどうするかとかいうような幾つかの大きな論点はあるかというふうに思いますけれども、恐らく一番大事なものは、前回のときに私が申し上げた、個々人がペーパーを書いて出してもらいたいと言ったのは、要するに、今私たちはなぜ基本条例をつくらうと言っているのかということそのまゝ一人ひとりの文章が前文に載っていくようなものとして、一人ひとりが意見開陳の必要があるのではないかと、こういうことだったんですよ。

ですから、私が出したのは、その中に、言ってみれば、触れておくべき点みたいなことでございまして、だから、もう一回やりますか。ただちょっと何か題材が。

根本委員 とにかく 18 日我々は行くわけです。それで、そもそも自治基本条例とは何だという話、これはちょっとはやらなくちゃいけないでしょうね。きょうのような議論を頭に入れて、一緒に考えていきましょうという話になるうけれども、あとはそうすると、地域懇談会に投げると、我々の中でもここで余り詰めちゃったら。

辻山座長 問題は投げるときの趣旨説明をやっぱり担わなければいけないということですので、そのところで人々が聞いて、よし、じゃ、応募してみようかなと思えるかどうかの分かれ道になるので、恐らくこういう組織をつくった以上、行政の側もほかでやっているように、事細かく、これが目的で、こういう日程でということをも分説明しないとと思うんです。要するに力を半分しか入れない。半分はこっちが説明することになりますのでね。そのための論理というようなことが、どなたが行かれても共通でお話できますかということですね。

ただ 18 日の件は、もう今からやっても仕方がないので。

根本委員 とりあえず行ってやってくる。

辻山座長 そうです。もうぶっつけ本番でやっていただいて。それから先、それとは別に 10 カ所やるということになるわけでしょう。そのときのシナリオをみんなでここで考えましょうよ。

根本委員 そうすると、あれですか、我々は小委員会です。

久保委員 今の話なんですけれども、やはり座長が言われたように、どんなものでもいいから、それぞれきょうの委員が、自分が考える、なぜ基本条例が必要か、やっぱりわずかでいいんです。文章に出して、それをみんなつづいたら、みんなで議論するのは必要ですけども、それをこのメンバーが全部持っていて、自分なりに評価して、それで問われたときに自分が区民組織でなぜ必要だと皆さんは考えて私たちを選んだんですか、つくったんですかと聞かれたときに、しゃべれる材料を、何をしゃべるかは、出た委員、発言しなきゃならなくなった委員に任せるしかない

と思うんです。(「そうですよ」と呼ぶ者あり)

統一文をつくって、これを区民に言えなんていったら、また半年かかっちゃう。だから、今度の機会までには、自分はなぜ必要だと考えているかというのを、この間の小委員会でも言いましたけれども、それを文章化して座長に提出したいと思います。

辻山座長 その趣旨に沿って一度お話を伺わせていただいて、私も意見が言いたいときには言わせていただきたいと思います。ひな形は別にはないんです。ただ余りにも皆それぞれ違ったことを言ってしまったのではいかんだろうということだけです。

じゃ、どうしますか。次回の日程、決定しておきますか。それとも機運が生じたらということにしますか。

山田委員 やっぱり日程は入れておいたほうがいいと思います。

辻山座長 それでは、そのほかに何かあれば言ってください。

それでは、終わりにいたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3時38分